



FERPAおよび米国大学 における データの収集・管理・活用

山形大学 学術研究院 教授 (IR担当)

藤原 宏司

kfujiwara@cc.yamagata-u.ac.jp

August 22, 2018

はじめに (1)

- 発表者は、山形大学に着任（2016.8）する前、米国の大学で「データを扱う仕事」をしていました
 - 2011-2016
ベミジ州立大学・ノースウェスト技術短期大学
IR/IEオフィス（IR/IE担当）
 - 2009-2011
ミネソタ大学医学部/DMRI（データ分析担当）
 - 2002-2009
ノースダコタ州立大学統計解析センター
（RA：データ分析担当）

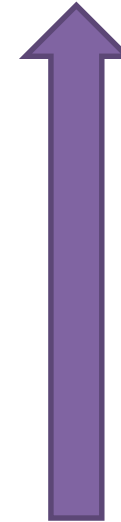
はじめに (2)

日本の大学で働くようになってから受けた代表的な質問

- データの収集、利用に関して**学生の同意**は得ていますか？

日本の大学で働くIR担当者の代表的な悩み

- 分析に必要なデータが**入手できません**。



日本独特の問題？

※発表者が修了したフロリダ州立大学大学院のIR履修証明プログラム（6科目、18単位）においても、上記のようなトピックはありませんでした

はじめに (3)

- 米国の大学には「**データは大学のもの**」とみなす文化があります
- その文化を醸成してきた要因の一つに「**FERPA**」と呼ばれる米国の連邦法があるのでは、と我々は考えています*
- 今回の発表では、
 1. FERPAについて
 2. なぜ米国の大学におけるIR担当者は、必要とするデータにアクセスできるのか

を紹介します

*平成29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（C）
「IRを活かす学内データ管理に関する研究：統合型データベース構築への第一歩として」
（課題番号：17K04603、研究代表者：藤原宏司、研究分担者：浅野茂、研究協力者：山本幸一）

FERPA (1974) とは

Family Educational Rights and Privacy Act (家族教育権とプライバシー法)

FERPAの目的

1. 学生の**教育情報**を**保護**する
 2. 学生の教育情報を**確認・修正**できる権利を保証する
 - a. 保護者の権利：**18歳 or 大学生**になると、その権利が子供へと移る
 - b. 誤った教育情報は、正しい手続きを経て修正できる
- **教育情報の公開、アクセス、保持等について、教育機関が守るべきルールを規定**
 - USDOEから何らかの援助（奨学金等を含む）を得ている教育機関は、FERPAを遵守する義務がある

FERPAが保護している学生の権利

1. FERPAによって保護されている権利について説明を受ける権利
(教育機関の義務、**毎年**)
2. 教育機関が保持している、自分に関する**教育情報**を**確認**する権利
3. 不正確な教育情報に関して、**修正**を求める権利
4. **個人を特定できる情報** (**Personally Identifiable Information; PII**) の公開に**同意**する権利
5. 教育機関が公開している自分の**ディレクトリ情報**に対して、その公開を**取りやめさせる**権利
6. 教育機関が**どのように学生の教育情報を取り扱っているか**を知る権利
7. FERPA遵守に関する苦情を教育省に訴える権利

基本的には在学している学生が対象

FERPAが規定する3つの情報カテゴリ

教育情報

教育機関が保持している、**特定の学生に直結する情報**

ディレクトリ情報

- 学生の同意書なし*に学内外へ公開できる情報
- 各教育機関が定義する

PII

- 学内外への公開に際して、学生の同意書が必要な情報

教育情報（Education Records）とは

教育機関が保持している、**特定の学生に直結する情報**

教育情報の例

- 名前
- 学生番号
- メールアドレス
- クラス名簿
- 成績情報
- 答案用紙

教育情報ではない情報の例

- 診療情報
- （入学しなかった）
受験者の情報
- 家計情報
- 同窓生情報
- 集計データ

ディレクトリ情報とは

- 学生の教育情報のうち、仮に公開されたとしても**学生のプライバシーに深刻な影響を与えるものではない**と見なされる情報
 - 教育機関は、どの情報を「ディレクトリ情報」とするのか**選択**でき、**学内外へ公開**できる
 - FERPAはディレクトリ情報を**公開**するよう求めていない**点に注意!**
 - 教育機関が**慎重に判断**すべき問題

ディレクトリ情報の例

ディレクトリ情報の例

- 名前
- メールアドレス
- 学年
- 住所
- 入学年月日
- 所属クラブ
- 電話番号
- 所属／専攻
- 学位

注意

- 学生は自分のディレクトリ情報の公開を**制限**できる
→ 一般的には**入学時に選択**させ、
その後、**定期的にレビュー**の機会を与える
- ディレクトリ情報ではない情報が**PII**

PII（個人を特定できる情報）とは

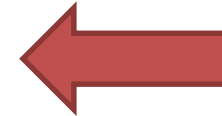
- 公開された場合、
プライバシーの侵害と捉えられる情報

PIIの例

- 学生番号
- GPA
- 性別
- 宗教
- 結婚状態
- SSN
- 時間割（現在）
- 誕生日（年齢）
- 両親
- 子供の有無
- 成績
- 人種
- 国籍
- 写真

FERPA : 誰が教育情報に**アクセス**できるのか

1. 学生自身
2. 学生が許可した者（同意書が必要）
3. **正当な理由がある教育機関の関係者**
(School Official)
4. 両親（例外あり）
5. 裁判所によって認められた者



重要

正当な理由があればデータを手に入れる！

- **教育機関の関係者は、業務上（教育改善や大学改善）必要な場合、必要とするデータを手に入れる**
 - Legitimate need to know
 - Legitimate educational interest
- **ただし、データを手に入れた関係者は、入手したデータの保護に関して責任を負う**
- **正当な理由の有無は大学が判断する**
 - 判断基準/責任者：規定 or Registrar
 - **論文作成等の研究目的**や興味ベースの場合は正当な理由が有るとは見なされない → **学生の同意書が必要**
 - **IRB** (Institutional Review Board)

余談：FERPAと有料クラウドサービス

Question：

学内データ（の一部）を有料のクラウドサービスで管理しても大丈夫？

Answer：

※FERPAは米国の連邦法です

FERPA vs. 大学生の両親

- 一般的に、18歳以上の学生もしくはは大学生の**両親は子供の教育情報にアクセスする権利は無い**
 - 授業料や生活費を支払っているかは関係ない
 - 例外：子供が税法上における扶養家族の場合は別
- ただし、子供が署名した**同意書**があれば、**教育情報にアクセスできる**

FERPA Training

- 米国の大学では、FERPAを正しく遵守するために、**FERPAに関する教習プログラム**を実施している所が多い
 - 実施形態：講習会、オンライン等
 - 実施部署：**Records Office**
- 大学によっては、FERPA Trainingを修了していない教職員に対して、PIIが含まれているデータを提供しない所もある
 - FERPA Trainingの最後には、理解度の確認のために**クイズ (FERPA Quiz)** が出されることがある

FERPA Quizの例（1）

Question :

警察から大学に通う外国人学生のリストを提出するよう要請があった。どうしますか？

Answer :

※FERPAは米国の連邦法です

FERPA Quizの例 (2)

Question :

ある教員が採点済みの答案を研究室の前に設置した箱の中に置き、後で学生に取りに来るよう指示していた。これは正しい行動ですか？

Answer :

FERPA Quizの例 (3)

Question :

ある学生がジョブフェアに参加した。後日、ジョブフェアに出展していた企業の担当者から連絡があり、その学生にコンタクトを取りたいためメールアドレスを教えて欲しいという依頼があった。どうしますか？

Answer :

まとめ（1）FERPAとIR

- IR担当者は「**大学の関係者**」であるため、**業務上必要なデータを学生の同意なしに入手できる**
 - ・ **重要**：IRは大学の業務であって、研究ではない
- **ただし、入手したデータを保護する（漏洩させない）義務も発生**

例：Student information **should not be stored on laptops or home computers unless it is encrypted.**

山形大学OIREにおける運用

- ・ PCのローカルドライブには、業務データを**保存しない**
- ・ 業務データの取扱は、必要な場合を除いて**RDP**上で行う
- ・ BitLockerを有効にする
- ・ 必要に応じて、VeraCrypt等の**暗号化**によるセキュリティ対策を施す

まとめ（2）データに関する責任者は誰？

- 各教育機関は、**教育情報に関する取扱規程**（Student Records Policy）を**FERPAに準拠**する形で作成、運用している

- 責任部局：
Records Office、Office of Registrar、等
 - a. 日本語訳だと「教務部」になるが、**権限や責任が日本の大学とは全く異なる**
 - b. 最高責任者は「**Registrar**」と呼ばれ、学位記に学長、学部長と並んで「Registrar」のサインを記している大学もある
 - c. Registrarは「**誰がどのデータにアクセスできるか**」を決める権限を持っている

まとめ（3）日本の大学への適用

- FERPAのような「法律」を作るのは無理でも、学内における「規定」作成には応用できる？

重要なキーワード：○○にとって必要なデータ

→ 「データを入手 → 入手したデータを保護」

- 米国の大学における「Records Office」のような部署が（将来的に）必要？
 - データの取扱いについて管理、規定する部署（Records Office）
 - データをハード的に管理する部署（IT Office）
 - データを分析する部署（IR Office）

分散

※ 「Registrar」の役割については、予備調査を開始しています